

北海道道州制特別区域計画の変更について

平成22年3月

道は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき作成した北海道道州制特別区域計画の一部を次のとおり変更する。

目次4の事項(2)中「、開発道路に係る直轄事業、二級河川に係る直轄事業」を削り、同事項に次のように加える。

(3) 開発道路に係る直轄事業

(4) 二級河川に係る直轄事業

4の事項(2)を次のように改める。

(2) 直轄通常砂防事業の一部（法第7条第2項第4号イ関係）

ア 現状

直轄通常砂防事業は、通常砂防事業のうち、高度な技術を要する、あるいは工事費が多額であるなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したもののについて、国が事業を実施するものです。

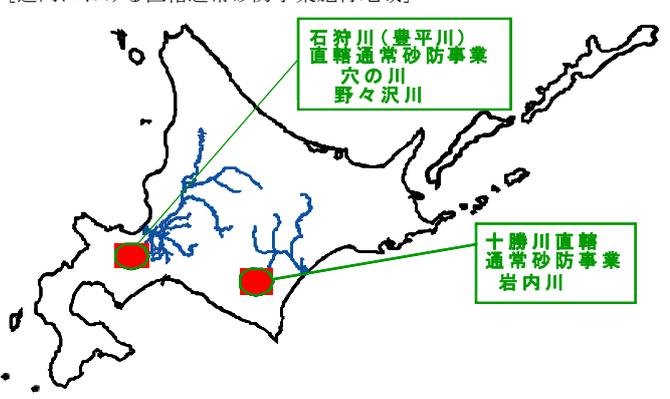
道内においては、石狩川水系及び十勝川水系において実施されていますが、今後、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっています。

◆道内の直轄通常砂防事業の実施状況

道内の直轄通常砂防事業は、石狩川水系は昭和46年度（豊平川は昭和57年度）から、十勝川水系は昭和47年度から、それぞれ実施されています。

地区名	関係市町村	総合振興局 ・振興局名
①石狩川水系	札幌市	石狩
②十勝川水系	帯広市	十勝

[道内における直轄通常砂防事業施行地域]



イ 事業の内容

これまで、国（国土交通省北海道開発局）が行ってきた石狩川水系及び十勝川水系の砂防設備に係る次の事業を、平成22年度から道が実施します。

[石狩川水系]

工事目的	渓床、渓岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	穴の川及び野々沢川
工事内容	えん堤工、床固工、護岸工ほか

[十勝川水系]

工事目的	渓床、渓岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
------	------------------------------

工事箇所	岩内川
工事内容	えん堤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、この計画の2で掲げる「砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 期待される効果

地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理も含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた砂防事業を行うことが可能となります。

4の事項に次のように加える。

(3) 開発道路に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ハ関係）

ア 現 状

開発道路に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の道道や市町村道において、新築、改築、維持補修等を本来の道路管理者に代わって実施するものです。

道内においては、美唄富良野線等5路線において実施されていますが、今後、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっています。

◆道内の開発道路の実施状況

道内の開発道路は、現在5路線について昭和47年度から順次実施されています。

路線名	関係市町村	総合振興局 ・振興局名
①美唄富良野線	美唄市 芦別市	空 知
②名寄遠別線	遠別町	留 萌
③北檜山大成線	せたな町	檜 山
④北進平取線	厚真町	胆 振
⑤富良野上川線	東川町 美瑛町	上 川

[道内における開発道路施行地域]



イ 事業の内容

これまで、国（国土交通省北海道開発局）が行ってきた美唄富良野線等5路線の

開発道路に係る次の事業を、平成22年度から道が実施します。

[美唄富良野線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	主要道道美唄富良野線の一部(15.6キロメートル)
工事内容	橋梁工、トンネル工、土工ほか

[名寄遠別線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道名寄遠別線の一部(7.8キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[北檜山大成線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北檜山大成線の一部(5.6キロメートル)
工事内容	トンネル工ほか

[北進平取線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北進平取線の一部(1.6キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[富良野上川線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道富良野上川線の一部(15.6キロメートル)
工事内容	土工、路盤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、この計画の2で掲げる「道路の整備等による安全・安心な道路網の構築」と併せて着実に実施していきます。

オ 期待される効果

地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となります。

(4) 二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ニ関係）

ア 現 状

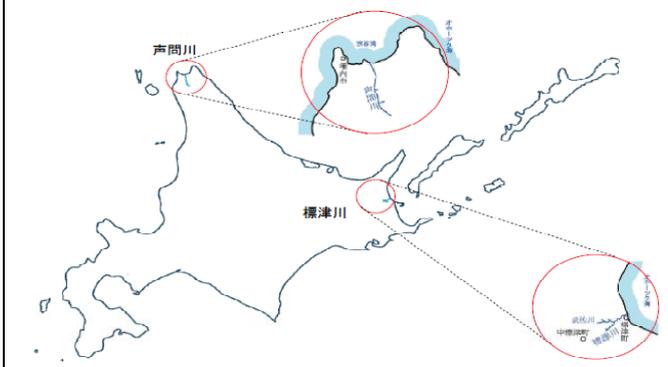
二級河川に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の二級河川において、改良工事、維持修繕等を本来の河川管理者に代わって実施するものです。

道内においては、2地区において実施されていますが、今後、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっています。

◆道内の二級河川に係る直轄事業の実施状況
道内の二級河川に係る直轄事業は、現在2地区について昭和28年度から実施されています。

地区名	関係市町村	総合振興局 ・振興局名
①声問川水系	稚内市	宗谷
②標津川水系	標津町 中標津町	根室

[道内における二級河川に係る直轄事業施行地域]



イ 事業の内容

これまで国（国土交通省北海道開発局）が行ってきた声問川水系及び標津川水系の二級河川に係る次の事業を、平成22年度から道が実施します。

[声問川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	声問川水系の一部
工事内容	河道掘削ほか

[標津川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	標津川水系の一部
工事内容	築堤盛土ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、この計画の2で掲げる「河川の整備等による治水対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 期待される効果

地域により身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となります。